



平成29年6月6日

各 位

会 社 名 大黒屋ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 小川 浩平
(コード番号 6993 東証第二部)
問 合 せ 先 総務部長 岩瀬 茂雄
(TEL. 03-6451-4300)

(訂正) 「当社子会社の株式の併合に関するお知らせ」の一部訂正について

平成29年6月2日付で開示しました「当社子会社の株式の併合に関するお知らせ」につきまして、一部訂正がございますので、下記のとおりお知らせいたします。

【訂正の内容】 訂正箇所には下線を付しています。

【訂正1】

(訂正前) 3. 株式の併合の要旨

(2) 株式の併合の内容

③ 減少する株式数

82,177,529株

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

21株

⑦ 上記「1. 株式の併合の目的及び理由」に記載のとおり、本株式併合により、当社及びSB0以外の株主の皆様が保有する大黒屋グローバル株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合にあつては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付することになります。当該売却について、大黒屋グローバルは、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社及びSB0に売却し、又は会社法第235条第2項の準用する同法第234条第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社が買い取ることを予定していま

す。

(訂正後) 3. 株式の併合の要旨

(2) 株式の併合の内容

③ 減少する株式数

82,177,526株

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

24株

- ⑦ 上記「2. 株式の併合の目的及び理由」に記載のとおり、本株式併合により、当社及びオリオン・キャピタル・マネージメント(株)以外の株主の皆様が保有する大黒屋グローバル株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付することになります。当該売却について、大黒屋グローバルは、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社及びオリオン・キャピタル・マネージメント(株)に売却し、又は会社法第235条第2項の準用する同法第234条第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社が買い取ることを予定しています。

【訂正2】

(訂正前) 4. 株式の併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等

(1) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠及び理由

- ② 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

本株式併合においては、上記「2. 株式の併合の要旨」の「(2) 株式の併合の内容」の「⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額」に記載のとおり、株主の皆様が有する大黒屋グローバル株式の数に105円を乗じた額を、株主の皆様へ交付することが見込まれています。

(2) 本株式併合の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

- ① 大黒屋グローバルにおける独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

次に、DCF方式では、大黒屋グローバルの平成30年3月期の事業計画等を考慮した大黒屋グローバルの将来の収益予想に基づいております。なお、平成30年3月期は「2. 株式併合の目的及び理由」に記載した要因により、前期比412%の大幅な改善を見込んでおります。その結果株式価値を104.46円と算定しております。

② 大黒屋グローバルにおける利害関係を有しない取締役全員の同意及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

大黒屋グローバルは、上記「1. 株式の併合の目的及び理由」に記載の理由に基づき、平成29年6月2日開催の取締役会において、本株式併合を決議しています。当該取締役会においては、大黒屋グローバルの代表取締役である小川浩平氏が当社の代表取締役及びSBOの取締役を兼任していること、大黒屋グローバルの取締役である辛羅林氏が当社及びSBOの取締役を兼任していること、大黒屋グローバルの取締役である鞍掛法道氏が当社の取締役を兼任していることから、二段階の決議を行うこととし、利益相反の疑いを回避する観点から、まず、小川浩平氏、辛羅林氏及び鞍掛法道氏以外の2名の取締役において審議の上、その全員一致で、本株式併合の決議を行った後、さらに、会社法第369条に定める取締役会の定足数を考慮し、辛羅林氏及び鞍掛法道氏を加えた4名の取締役にて改めて審議し、その全員一致で上記決議を行っております。また、大黒屋グローバルの監査役3名のうち、当社及びSBOの監査役を兼任する永井卓氏は、本株式併合の公正性を担保する観点から、上記取締役会には出席しておらず、上記取締役会には、同監査役を除く大黒屋グローバルの監査役2名が出席し、大黒屋グローバルの取締役会が本株式併合の決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べています。

(訂正後) 4. 株式の併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等

(1) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠及び理由

② 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

本株式併合においては、上記「3. 株式の併合の要旨」の「(2) 株式の併合の内容」の「⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額」に記載のとおり、株主の皆様が有する大黒屋グローバル株式の数に105円を乗じた額

を、株主の皆様へ交付することが見込まれています。

(2) 本株式併合の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

① 大黒屋グローバルにおける独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

次に、DCF方式では、大黒屋グローバルの平成30年3月期の事業計画等を考慮した大黒屋グローバルの将来の収益予想に基づいております。なお、平成30年3月期は「2. 株式併合の目的及び理由」に記載した要因により、大黒屋グローバルの連結営業利益は前期比412%の大幅な改善を見込んでおります。その結果株式価値を104.46円と算定しております。

② 大黒屋グローバルにおける利害関係を有しない取締役全員の同意及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

大黒屋グローバルは、上記「2. 株式の併合の目的及び理由」に記載の理由に基づき、平成29年6月2日開催の取締役会において、本株式併合を決議しています。当該取締役会においては、大黒屋グローバルの代表取締役である小川浩平氏が当社の代表取締役及びオリオン・キャピタル・マネージメント(株)の代表取締役並びにSB0の代表取締役を兼任していること、大黒屋グローバルの取締役である辛羅林氏が当社、オリオン・キャピタル・マネージメント(株)及びSB0の取締役を兼任していること、大黒屋グローバルの取締役である鞍掛法道氏が当社の取締役を兼任していることから、二段階の決議を行うこととし、利益相反の疑いを回避する観点から、まず、小川浩平氏、辛羅林氏及び鞍掛法道氏以外の2名の取締役において審議の上、その全員一致で、本株式併合の決議を行った後、さらに、会社法第369条に定める取締役会の定足数を考慮し、辛羅林氏及び鞍掛法道氏を加えた4名の取締役にて改めて審議し、その全員一致で上記決議を行っています。また、大黒屋グローバルの監査役3名のうち、当社、オリオン・キャピタル・マネージメント(株)及びSB0の監査役を兼任する永井卓氏は、本株式併合の公正性を担保する観点から、上記取締役会には出席しておらず、上記取締役会には、同監査役を除く大黒屋グローバルの監査役2名が出席し、大黒屋グローバルの取締役会が本株式併合の決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べています。

以上